

（附）参考資料

地域森林計画の用語解説

地域森林計画の用語解説

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|---------------|-------------------------|--|
| あ 行 | | |
| IoT | あいおーていー | Internet of Things の略。今までインターネットにつながっていなかったモノをつなぐことを表す言葉。 |
| ICT | あいしーていー | Information and communications technology(情報通信技術)の略。情報技術(IT)を拡張した用語。 |
| ESG 投資 | いーえすじーとうし | 投資家が、環境(Environment)、社会(Social)、統治(Governance)に対する企業の対応を考慮して行う投資。企業の財政や経営状態を示した財務諸表では分からず、二酸化炭素排出量削減や従業員の適切な労務管理、社外取締役の独立性といった環境、社会、企業統治への取り組み姿勢も投資の判断材料とする。 |
| 育成経営体 | いくせいけいえいたい | 林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な發揮に資するため、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる経営体へと育成を図る林業経営体。 |
| 育成単層林 | いくせい たんそうりん | 植栽の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林で、林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層で構成されている森林。 |
| 育成複層林 | いくせい ふくそうりん | 植栽の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林で、択伐等により部分的に林木の一定のまとまりを伐採し、人為により複数の樹冠層で構成されている森林。 |
| 育成林 | いくせいりん | 植栽の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林。育成単層林と育成複層林がある。 |
| イノベーション | いのべーしょん | これまでにない新しいサービスや製品などを生み出すこと。モノや仕組み、サービス、組織などに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすことの意味で使われている。 |
| 意欲と能力のある林業経営者 | いよくとのうりょくのあるりんぎょうけいえいしゃ | 森林經營管理法に定める經營管理実施権を受けることができる林業経営体(自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用する現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体。)として知事の登録を受けた者。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|---------------|-------------|--|
| 入会権 | いりあいけん | 特定地域の住民の団体が、特定の山林原野に対して、共同利用を営む習慣上の権利。 |
| 入会林野 | いりあいりんや | 民法で規定する入会権の目的となっている林野。一定の地域住民が旧来の習慣の下に共同して管理し、採草、放牧、木材生産などに利用している。 |
| 植え付け | うえつけ | 造林地に苗木を植えること。 |
| 植え込み | うえこみ | 天然更新にあたり、稚樹の発生が不良であるなど、将来の成林が期待できない場所に対して、苗木を植えること。 |
| うつ閉 | うっべい | 隣接する林木の樹冠が相接してすき間が狭くなっている状態。 |
| ウッドスタート宣言 | うっどすたーとせんげん | ウッドスタートは、東京おもちゃ美術館(認定NPO法人日本グッド・トイ委員会)が展開している「木育」の行動プラン。全国の自治体や企業、保育所・幼稚園が、乳幼児に地産地消の木製玩具を祝い品として贈呈する事業や、子育て環境に地域材をふんだんに取り入れ木質化する事業などに取り組むに当たり、同委員会との間でウッドスタートに関する調印を行うことを「ウッドスタート宣言」と称している。 |
| AI | えーあい | Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。 |
| AS 規格 | | 農林物資の品位、成分、性能その他の品質、生産工程、流通工程等の規定により制定された規格のこと。 |
| エコツーリズム | えこつーりずむ | 環境大臣を議長とした「エコツーリズム推進会議」(平成15年～平成16年)ではエコツーリズムの概念を「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。 |
| A材 | えーざい | 欠点のない直材で、主に一般製材用として用いる。 |
| SGEC(緑の循環認証会) | えすじえっく | Sustainable Green Ecosystem Council の略。 日本独自の森林認証制度を行う機関。国内の林業団体・環境NGOなどにより平成15年に発足。 人工林の比率が高く、零細・小規模所有者が多いといった日本の実情に即した森林及び林産物の認証を行っている。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|----------------------|---------------------------|---|
| SDGs | えすでいじーず | Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。 |
| 枝打ち | えだうち | 一般的には無節の良質材を育成するため下方の枝を切り落とすことをいう。近年は、複層林における下木や、裸地化した土壤表面での植物の生育が可能となるよう陽光を与えるなど、公益的機能を確保する観点からも行われる。 |
| 枝払い | えだはらい | 伐倒した樹木の枝をチェーンソーなどによって幹から切り離して丸太を仕上げ、次の玉切り作業に備えること。 |
| FSC | えふえすしー | Forest stewardship Ecosystem Council の略。世界規模で森林認証を行う非営利の国際NGO。世界自然保護基金(WWF)を中心として1993年に発足。 |
| エリートツリー (第二世代精英樹) | えりーとつりー (だいにせだいせいえいじゅ) | 成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等により得られた次世代の個体の中から選抜される、成長等がより優れた精英樹。 |
| OJT | おーじぇーていー | On・the・Job Training の略。日常の仕事を通じて必要な知識・技術・技能・態度などを身に付けられるよう、意図的・計画的に指導すること。 |
| 温室効果ガス | おんしつこうかがす | 海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質(温室効果)を持つ気体。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。 |
| か 行 | | |
| 海岸防災林 | かいがんぼうさいりん | 潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有しており、農地や居住地を災害から守るなど地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている。特に、こうした機能を高度に発揮する森林は、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林及び防霧保安林に指定されている。 |
| 外材 | がいざい | 日本に輸入される木材の総称。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-------------------|----------------------|---|
| 改質リグニン | かいしつりぐにん | リグニンは、全ての木材に含まれ、木材の約3割を占める成分。改質リグニンは、日本固有種のスギから、リグニンを安定したまま抽出した新素材。 |
| 開設 | かいせつ | 道路（林道）を新たに作ること。 |
| 改築 | かいちく | 既存の道路（林道）を作り直すこと。 |
| 快適環境形成機能 | かいてきかんきょうけいせいきのう | 森林の蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、飛砂の防備など、快適な生活環境を保全する機能。 |
| 快適環境形成機能森林 | かいてきかんきょうけいせいきのうしんりん | 公益的機能別施業森林の1つで、快適環境形成機能の保全することを目的とした森林。 |
| 皆伐 | かいばつ | 主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部又は大部分を伐採すること。 |
| 皆伐・再造林一貫作業 | かいばつ・さいぞうりんいつかんさぎょう | 伐採・搬出作業と平行又は連続して、伐採・搬出時に用いる林業機械を地権者又は苗木等の資材運搬に活用するとともに、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせることで、一連の造林作業の効率化を図る作業。 |
| かき起こし | かきおこし | 天然下種更新によって容易に発芽や、活着ができるようにするために、地表のササ等を取り除く行為のこと。 |
| 拡大造林 | かくだいぞうりん | 天然林を伐採した跡地や原野などに人工造林を行うこと。 |
| カシノナガキクイムシによるナラ枯れ | かしながきくいむしによるならがれ | カシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹に穴を開けて穿入し、体に付着した「ナラ菌」を多量に樹体内に持ち込むことにより発生する樹木の伝染病。 |
| カスケード利用 | かすけーどりよう | 木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等としての再利用を経て、最終段階では燃料として利用すること。 |
| 架線集材 | かせんしゅうざい | 主にワイヤーロープに取り付けた搬器を集材機械によって移動させて集材する方法。急傾斜地でも搬出が可能であり、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある。 |
| 下層植生 | かそうしょくせい | 森林において、上層木に対する下層木、及び草本類からなる植物集団のまとまりをいう。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|---------------|---------------------|--|
| 下層木 | かそうぼく | 樹冠が2段以上の層状構造をなしている森林で、上層の木に対して下層の木。 |
| 花粉症対策に資するスギ苗木 | かふんしょうたいさくにしするすぎなえぎ | 花粉の発生量が有意に少ないスギ苗木を指し、花粉症対策品種(「無花粉」、「少花粉」、「低花粉」品種として(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センターが定めた基準により開発したもの及び花粉の生産に関する特性がこれと同程度のもの)のスギ苗木、並びに特定母樹から採取された種穂から生産されたスギ苗木。 |
| 川上 | かわかみ | 木材(原木・素材)の流通において、山で木材を伐採し製材・加工所等(川下)に供給する側を指す。 |
| 川下 | かわしも | 木材(原木・素材)の流通において、山(川上)から運ばれてきた木材を製材・加工する側を指す。 |
| 緩傾斜地 | かんけいしゃち | 高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度未満としている。 |
| 官行造林 | かんこうぞうりん | 旧公有林野等官公造林法に基づき、国が公有地または私有地に造林し、保育を行う分収契約の森林(分収林)をいう。 |
| 幹材積 | かんざいせき | 木材の単木材積を表すもの。単位は立方メートル。 |
| 間伐 | かんばつ | 樹木を健全に成長させるため、森林の立木密度(混み具合)を調整するための伐採作業。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて数回行われる。 |
| 寒風害 | かんぷうがい | 土壤の凍結により給水困難な状態となり、また寒風のため枝葉から水分が失われて、脱水による乾燥枯死をもたらす被害。 |
| 完満度 | かんまんど | 樹幹の太さは根元が最も太く、上部ほど細くなる。この太り具合(完満さ)のことを指す。 |
| 機械作業システム | きかいさぎょうしそく | 伐採作業や育林作業における各工程の機械による作業仕組(機械の組合せ)を指す。 伐出(伐採搬出)作業においては、集材距離、傾斜の度合、伐採作業現場の大きさ、集中・分散の度合によって変わる。 |
| 木取り | きとり | 伐採原木から種々の長さに採材すること。または、素材から種々の製品をつくること。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|------------|----------------|---|
| 胸高直径 | きょうこう ちょっけい | 立木材積の測定方法のひとつ。成人の胸の高さの位置における樹木の直径をいう。1.2mが一般的である。 |
| 郷土樹種 | きょうどじゅしゅ | 天然にその地域に自生する樹種及び歴史的に長期間にわたり植栽されてきた樹種。 |
| 急傾斜地 | きゅうけいしゃち | 高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜 20 度以上としている。 |
| 吸収源 | きゅうしゅうげん | 大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。 |
| 強度間伐 | きょうどかんばつ | 収穫を目的とした一般的な間伐率(本数の 30%程度)より高い間伐率(本数の 40%から 50%程度)による間伐のこと。 |
| 菌床栽培 | きんじょうさいばい | オガクズなどの木質素材に米糠などの栄養源を混ぜた人工の培地(菌床)で、きのこを栽培する方法。 |
| 禁伐 | きんばつ | 樹木の伐採を禁止すること。 |
| クマ剥ぎ | くまはぎ | クマによるスギの樹皮剥ぎ。 |
| クリーンウッド法 | くりーんうっどほう | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律。我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めている。 |
| グリーン・ツーリズム | ぐりーん・つーりずむ | 緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の文化や歴史に親しんだりする滞在型の余暇活動。 |
| グレーディングマシン | ぐれーでいんぐましん | 木材の強度(ヤング係数)をタッピング法(打撃による固有振動数の測定)により計測し、木材の強度性能を表示する機械等級区分機。 |
| グローバル経済 | ぐろーばるけいざい | 資本や労働力が国境を越えて活発に移動し、貿易や海外への投資が増大することによって、世界における経済的な結び付きが深まること。 |
| クローン | くろーん | 挿し木などの無生殖で増やした固体群をいう。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|--------|---------------|---|
| 群状抾伐作業 | ぐんじょうたくばつさぎょう | 単木抾伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、森林内的一部をパッチ状に小区画伐探し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。 |
| 形状比 | けいじょうひ | 樹幹の形（完満さ）を表す指標で、樹高を胸高直径で割った値で、この値が大きいほど、細く長い幹となり風害や雪害に対する抵抗力が弱くなる。 |
| 溪畔林 | けいはんりん | 流水の氾濫や湿潤性土壌の存在など、溪流沿いで溪流から何らかの影響を受けている地域に成立する森林。 |
| 県営林 | けんえいりん | 県が管理育成している森林。県有林のほかに、県行分収造林地も含まれる。 |
| 原生的 | げんせいてき | 人の手がほとんど又は全く加わっておらず、自然のあるがままの状態。 |
| 原木 | げんぼく | 製材・合板・パルプなどの原材料として用いられる丸太をいう。 |
| 原木市場 | げんぼくいちば | 素材生産業者などが出荷した原木(丸太)を一か所にまとめて販売する市場。 |
| 原木栽培 | げんぼくさいばい | コナラなどの樹木を同じ長さに切った物(原木)に穴をあけて種菌を打ち込み、菌を蔓延させてきのこを発生させる方法。 |
| 県有林 | けんゆうりん | 森林所有者の形態のひとつ。地方公共団体のうち、県が所有する森林。 |
| 県立自然公園 | けんりつしぜんこうえん | 優れた自然の風景地で、県が指定し、保護管理する自然公園。 |
| 広域流域名 | こういきりゅういきめい | 全国森林計画における流域の単位。全国に44流域ある。山形県の3つの森林計画区は、最上川流域に該当する。 |
| 公益的機能 | こうえきてききのう | 一般的に、森林の有する多面的機能のうち、木材等の生産機能を除いた、水源涵養機能 ^{かん} 、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能をいう。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|------------|---------------------|--|
| 公益的機能別施業森林 | こうえきてききのうべつせぎょうしんりん | 森林の有する公益的機能を高度に発揮させる必要がある森林で、水源涵養機能森林、山地災害防止/土壤保全機能森林、快適環境形成機能森林、保健文化機能森林の各区分に分けられる。 |
| 更新 | こうしん | 林分を伐採して、後継林分を仕立てること。 |
| 高性能林業機械 | こうせいのうりんぎょうきかい | 一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、2工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右される。フェラーバンチャ、プロセッサ、ハーベスタ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。 |
| 航空レーザ計測 | こうくうれーざけいそく | 航空機に搭載した航空レーザスキャナから地上に向けてレーザパルスを発射し、反射して戻ってきたレーザパルスを解析することで、三次元地形データを取得する技術。 |
| 荒廃森林 | こうはいしんりん | 植栽した後、自然枯死で成立本数が減っただけで、間伐は全く行なわれていない人工林。 |
| 荒廃地 | こうはいち | 豪雨や地震などの自然現象によって災害を受け、山地表土が裸地化して植生を欠いたところなどをいう。 |
| 合板 | ごうはん | 原木から薄くむいた「单板」の纖維方向（木目の方向）を1枚ごとに直交させ、奇数枚数を接着剤で接着、構成した板。 |
| 合法木材 | ごうほうもくざい | 森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材。 |
| 公有林 | こうゆうりん | 公共団体の所有する森林。県有林、市町村有林、財産区有林などがある。国有林、私有林に対する語。 |
| 広葉樹 | こうようじゅ | 樹木を葉の形で分類した名称で、針葉樹に対する語。ブナ、ナラ、ケヤキなど扁平な葉をもった樹木。 |
| 高齢級 | こうれいきゅう | 林齢の高い齢級をいう。 |
| 高密度路網 | こうみつどろもう | 一般車両の走行を想定した幹線となる「林道」、大型の林業用車両の走行を想定した「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」を組み合わせ、森林内におおむね100m/ha以上の道路網を整備すること。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-------------------|-----------------------------------|---|
| 国産材 | こくさんざい | 自国の山林から算出される木材。輸入材（外材）に対する語。 |
| 国定公園 | こくていこうえん | 国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、環境大臣が指定し、県が保護管理する自然公園。 |
| 国土強靭化基本法 | こくどきょうじんかきほんほう | 大規模な自然災害などに備えるため、事前防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施して、強くてしなやかな国づくりや地域づくりを進める取り組みのこと。2013年12月には「国土強靭化基本法」が成立した。 |
| 国土保全機能 | こくどほぜんきのう | 森林の公益的機能のひとつ。土砂崩壊防止、土砂流出防止、なだれ防止、流水防止機能等を総称した語。 |
| 国有林 | こくゆうりん | 森林法第2条に定める森林のうち、国が森林所有者である森林と分収林（国有林野の管理経営に関する法律で定めるもの）である森林をいう。 |
| 国有林の地域別の森林計画 | こくゆうりんのちいきべつのしんりんけいかく | 森林法第7条の2の規定に基づき森林管理局長が全国森林計画に即して、森林計画区内の国有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画。 |
| 国有林野 | こくゆうりんや | 国の所有する森林原野をいう。 |
| 国立研究開発法人森林研究・整備機構 | こくりつけんきゅうかいはつこうじんしんりんけんきゅう・せいびきこう | 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること、森林保険を効率的かつ効果的に行うことを目的としている。主な組織は、研究開発業務を担う森林総合研究所、林木育種センター、森林バイオ研究センター、水源林造成業務を担う森林整備センター、森林保険業務を担う森林保険センターの5グループで構成されている。 旧緑資源公団（旧森林開発公団）。 |
| 国立公園 | こくりつこうえん | 我が国を代表する傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定し、国が保護管理する自然公園。 |
| 混交林 | こんこうりん | 性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育する森林。単純林の対語。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-----------|----------------|---|
| コンテナ苗 | こんてななえ | 容器内部にリブ（縦筋状の突起）を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器で育成した苗木。根が培地に張り巡らされ、根鉢が容易に崩れない状態が保たれ、根が垂直方向に発達して根巻きしないのが特徴。 |
| さ 行 | | |
| 財産区有林 | ざいさんくゆうりん | 市町村及び特別区の一部で、財産を所有する特別地方公共団体をいう。 |
| 材積 | ざいせき | 立木または造材された丸太、さらに製材された木材の体積をいう。立木では枝条を含むときと樹幹だけの場合がある。単位は立方メートル、石がある。 |
| 再造林 | さいぞうりん | 人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。 |
| 索道 | さくどう | 支柱を立ててワイヤロープを張り、搬器を吊るして走行させ、特定区間の運材（木材の運搬）を行う施設をいう。 |
| 挿し木 | さしき | 植物体の一部（幹・枝・葉・根など）を親木から切り取って土などに挿して繁殖させる無性繁殖法のひとつ。 |
| サテライトオフィス | さてらいとおふいす | 企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと。 |
| 里山林 | さとやまりん | 集落や農地の周辺にあって、薪炭材や肥料となる落葉など、生活に密着した資材を継続的に供給してきた森林。 |
| SCM | さぱらいちぇーんまねじめんと | Supply Chain Management の略。原材料が調達されてから商品が消費者に渡るまでの生産・流通プロセスのこと。サプライヤー、メーカー、物流、小売の関係性を 1 つ 1 つを最適化するのではなく、サプライチェーン全体を統括して最適化を図る。 |
| 山地災害危険地区 | さんちさいがいきけんちく | 山崩れ、土石流、地すべりなどによって人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある溪流や自然斜面について調査を行ない、地質や地形などから一定の基準以上の危険度であると、判定した地区のこと。 |
| 山地災害防止機能 | さんちさいがいぼうしきのう | 自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-----------------|---------------------------|---|
| 山地災害防止/土壤保全機能森林 | さんちさいがいぼうし／どじょうほぜんきのうしんりん | 公益的機能別施業森林の1つで、山地災害防止機能及び土壤保全機能等の維持増進を図ることを目的とした森林。 |
| 山地防災ヘルパー | さんちぼうさいヘルパー | 山崩れや土石流などの災害情報を行政に伝達することを主な任務とした防災ボランティア組織。 |
| 傘伐 | さんばつ | 一斉林の主伐（漸伐作業）のひとつで、伐期に達した林分を、親木を残して周辺を全林一様に伐採すること。 |
| 山腹崩壊 | さんぶくほうかい | 雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区。宅地と裏山の距離が近い場合、小さな山崩れでも人命にかかわることがあるため注意が必要。 |
| しあわせウッド運動 | しあわせうっどうんどう | 各ライフステージ（幼児期、学校、事業所等、日常生活の4つ）に応じた「木づかい」を推進することで、やまがたの木に包まれた「しあわせ（4合わせ）」な生活を送ろうという県民運動。 |
| CSR | しーえすあーる | Corporate Social Responsibility の略語。企業は、利益追求、法令遵守だけでなく、あらゆるステークホルダー（利害関係者のこと、消費者をはじめ社会全体）の多様な要求に対し適切な対応をとる義務があることを示す。人権を尊重した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境への配慮、地域社会貢献等々、市民としての企業が果たすべき責任をいう。国際的なガイドラインとして、国際標準化機構ISOは理事会の決議で、2001年CSRの規格化の検討に入ったが、社会的責任は企業のみではなく、より包括的なものであるという議論をへて、2011年11月、〈社会的責任 SR Social Responsibility〉に関する国際規格 ISO26000 を発効させた。この規格には、〈企業統治〉〈人権〉〈労働慣行〉〈環境〉〈公正な事業慣行〉〈消費者に関する課題〉〈コミュニティおよび開発〉の七つの中核主題が掲げられており、企業のみならず、すべての組織を対象としている。 |
| CLT (直交集成板) | しーえるていー | Cross Laminated Timber の略称で、ひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。厚みのある大きな板であり、建築の構造材のほか、土木用材、家具などにも使用されている。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|----------|----------------|---|
| 地拵え | じごしらえ | 植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。 |
| C材 | še-ざい | 大曲やキズなどの欠点のある材で、主にパルプ・チップ用として用いる。 |
| 枝条 | しじょう | 樹木の幹以外の地上部分をいう。 |
| 死傷者千人率 | ししょうしゃせんにんりつ | 在籍労働者千人あたり、年間でどのくらい死傷者が発生しているかという割合を示すもので、年間死傷者数÷年間平均労働者数×1,000で求められる。年間の労働災害数を知るのに役立つ。 |
| システム販売 | しすてむはんばい | 「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称で、森林整備に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等との協定に基づいて安定的に供給する取組のこと。近年では民有林と協調した出荷が進められている。 |
| 自然環境保全地域 | しぜんかんきょうほぜんちいき | 社会的自然的条件から特に自然環境を保全することが必要な地域で、自然環境保全法、県自然環境保全条例に基づき指定され、国原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、県自然環境保全地域がある。 |
| 自然公園 | しぜんこうえん | 優れた自然の風景地を保護し、利用の増進や生物多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法、県立自然公園条例に基づき指定される公園で、国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類がある。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|------------------------|--------------------------|---|
| 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ | じぞくかのうなかいはつのための2030あじえんだ | 平成 28 年から令和 12 年までの国際社会共通の目標。序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17 ゴール、169 ターゲット）、実施手段、フォローアップ・レビューで構成される。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標（MDGs）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要。17 のゴールのうち、少なくとも 13 が直接的に環境に関連するものであり、残り 4 も間接的ではあるものの、環境に関連するものである。すなわち、全ての SDGs は大なり小なり環境に関連している。環境省としてもアジェンダの実施に向け、気候変動、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）等の分野において国内外における施策を積極的に展開している。 |
| 下刈り | したがり | 植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を刈り払う作業。 |
| 市町村森林整備計画 | しちょうそんしんりんせいびけいかく | 森林法第 10 条の 5 に基づき、市町村が計画的かつ長期的視点にたって、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画。 |
| 指定施業要件 | していせぎょうようけん | 保安林の指定目的を達成するために定められる施業上の要件。立木伐採許可の基準となっている。要件としては、①立木の伐採方法（禁伐、択伐、皆伐等の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽の方法、期間及び樹種がある。 |
| 指導林家 | しどうりんか | 率先して近代的林業経営に取組み、高度な知識、技術と実践力及び熱意を持ち、地域の林業振興に貢献している林業経営者を指導林家として認定している。 |
| JAS 機械等級区分 | じゃすきかくとうきゅうぶん | 日本農林規格 (Japanese Agricultural Standard) による品質保証のための規格で、非破壊的方法で機械によりヤング係数を測定する等級区分のこと。曲げヤング係数により、「E50」、「E90」等と表示される。 |
| 集材 | しゅうざい | 立木を伐採した後、林地に散在する伐倒木や丸太を運材に便利な地点（林道・土場）まで集めること。 |
| 集材機 | しゅうざいき | 原動機、動力伝達装置、ドラムなどを備え、鋼索を使って林間に散在する伐倒木を集める機械。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|------|-----------|---|
| 集成材 | しゅうせいざい | 板材(ラミナ)を纖維(木目)の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。 |
| 集約化 | しゅうやくか | 林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。 |
| 収量比数 | しゅうりょうひすう | 森林の立木の込み具合を表す指標であり、ある平均樹高の時、その林分がもてる最大の幹材積に対する現実林分の材積の比率をいう。 |
| 私有林 | しゅうりん | 森林の所有区分のひとつ。個人、会社・社寺などの法人、各種団体・組合などで所有する森林。 |
| 樹下植栽 | じゅかしょくさい | 複層林などを造成するために、林間に樹木を植栽すること。 |
| 樹冠 | じゅかん | 樹木の葉と枝の集まりをいう。クローネともいう。 |
| 樹幹 | じゅかん | 樹木の地上部のうち、枝や葉を除いた幹の部分をいう。 |
| 樹高 | じゅこう | 樹木の地上部の高さをいう。 |
| 受光伐 | じゅこうばつ | 複層林などを造成するために、下層木が成長できるように陽光を調整するために行う伐採。 |
| 樹根 | じゅこん | 樹木の根（地下）の部分をいう。 |
| 樹種 | じゅしゅ | 樹木の種類。スギ、アカマツ、ブナ、ナラなど。 |
| 樹種転換 | じゅしゅてんかん | 既存の樹木を伐採し、別の樹木を植栽したり、天然更新して林分の樹種を変える（転換）すること。 |
| 主伐 | しゅばつ | 利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。 間伐と異なり、「更新」（伐採後、次の世代の樹木を育成すること）を伴う伐採である。 |
| 樹木 | じゅもく | 木、立木（立ち木）のこと。 |
| 樹齡 | じゅれい | 樹木の種子が芽生えてから経過した年数。林齢ともいう。 |
| 上層木 | じょうそうぼく | 樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|----------|------------------|--|
| 蒸発散作用 | じょうはっさんさよう | 蒸発と発散を合わせたもの。地表面から大気中への水の移動。土壤面からの水の蒸発と、そこに生育する植物による水の蒸散とを合わせた呼称。 |
| 植栽 | しょくさい | 苗木を植えること。 |
| 植栽密度 | しょくさいみつど | 人工林における1ha当たりの植栽本数。 |
| 植生 | しょくせい | ある区域に集まって生育している植物の全体をいう。自然植生、現存植生などと使う。 |
| 除伐 | じょばつ | 育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数年間、数回行われる。 |
| 針広混交林 | しんこうこんこうりん | 針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。 |
| 人工造林 | じんこうぞうりん | 苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的方法により森林を造成すること。 |
| 人工林 | じんこうりん | 人工造林等の人為を加えて成立した森林をいう。 |
| 人工林率 | じんこうりんりつ | 森林のうち、人工林の占める割合を指す。 |
| 新植 | しんしょく | 新規植栽の略語で、苗木を人為的に伐採跡地や未立木地に植栽すること。 |
| 薪炭材 | しんたんざい | まき（薪）や炭（木炭）などの燃料用に使われる木材。 |
| 振動業務健康診断 | しんどうぎょうむけんこうしんだん | チェーンソー等の使用により身体に著しい振動を与える業務に従事する労働者に対する健康診断。 |
| 針葉樹 | しんようじゅ | 樹木を葉の形で分類した名称で、広葉樹に対する語。 スギ、マツ類など、細くとがった葉をもった樹木。 |
| 森林 | しんりん | 森林法第2条で、「1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」、「2 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と定められている。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|------------|------------------|--|
| 森林位置図 | しんりんいちず | 5万分の1縮尺の地形図に、林班界、民有林及び国有林の区域界などが記入されているもの。 |
| 森林インストラクター | しんりん いんすとらくたー | 都市住民等の一般的の森林利用者に対して、森林や林業に関する知識を与え、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う専門家。資格試験は（一社）全国森林レクリエーション協会が実施している。 |
| 森林火災 | しんりんかさい | 通常、山火事といい、原野を含めて林野火災ともいう。 |
| 森林環境教育 | しんりんかんきょういく | 平成14年度の「森林・林業白書」ではじめて明文化されたものであり、森林に関する様々な活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるために実施される。 |
| 森林環境税 | しんりんかんきょうぜい | 令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされている。 |
| 森林環境譲与税 | しんりんかんきょうぞうよぜい | 喫緊の課題である森林整備に対応するため、令和元(2019)年度から県及び市町村に譲与が開始されているもの。 |
| 森林機能配置図 | しんりんきのう はいちず | 5万分の1縮尺の地形図（森林位置図）に、木材生産機能、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能がそれぞれ高い森林の位置が記入されているもの。 |
| 森林基本図 | しんりんきほんず | 5千分の1の地形図に、行政区界が記入されているもの。 |
| 森林組合 | しんりんくみあい | 森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。 |
| 森林組合法 | しんりんくみあい ほう | 森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とした法律（昭和53年法律第36号）。 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会を定義している。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|---------------|-------------------------------|--|
| 森林クラウドシステム | しんりんくらうど しすてむ | 都道府県、市町村、森林組合等で管理していた森林情報を、クラウド上で一元的に管理するシステム。GIS機能のほか、属性情報や地図情報を管理する機能を持つ。 |
| 森林経営管理制度 | しんりんけいえい かんりせいど | 林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る、新たな制度。経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手と繋ぐシステム。（新たな森林管理システム） |
| 森林経営管理制度の特例制度 | しんりんけいえい かんりほうのとく れいせいで | 所有者不明森林等について、市町村による公告等により経営管理権集積計画を定めることができる森林経営管理制度における特例措置。 |
| 森林経営計画 | しんりんけいえい けいかく | 森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。 |
| 森林経営プランナー | しんりんけいえい ぷらんなー | 林業経営体が厳しい経営環境下でも収益を確保し、森林所有者の所得向上にも資するよう、主伐・再造林や木材の有利販売等林業経営上の新たな課題に対応できる経営人材。 |
| 森林計画区 | しんりんけいかく く | 森林法第7条により定められた地域森林計画の対象とする区域（行政界）を定めたもので、山形県では、①庄内、②最上村山、③置賜の3森林計画区となっている。 |
| 森林計画図 | しんりんけいかく ず | 5千分の1の地形図（森林基本図）に、地域森林計画の対象とする森林の区域（林班界など）が記入されているもの。 |
| 森林計画制度 | しんりんけいかく せいど | 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の自発的意向に基づく、森林の合理的かつ計画的な森林施業及び保護の推進を図ることを目的とした制度。 |
| 森林公园 | しんりんこうえん | 森林を主体とする公園的空間のこと。（レクリエーションの森、県民の森など） |
| 森林作業道 | しんりんさぎょう どう | 集材など種として林業生産に供することを目的とした道のこと。主として林内作業車や2トン積み程度のトラックの走行を想定している。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-----------------------|--------------------|--|
| 森林施業プランナー | しんりんせぎょう ぷらんなー | 森林現況に即した路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の施業の収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して合意形成することができる技術者。 |
| 森林セラピスト | しんりんせらぴす と | 森林を訪れる利用者に応じて適切なプログラムを提供し、効果的なセラピー活動を指導する者。 |
| 森林G I S (地理情報システム) | しんりん ジーあいえす | 森林の位置・形状等の図面(地図)情報と、林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報(属性情報)を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図や帳票等を出力することができるコンピュータシステム。 |
| 森林所有者 | しんりん しょゆうしゃ | 森林法第2条第2項で、権限に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。 |
| 森林所有者等 | しんりん しょゆうしゃとう | 森林法第10条の7で、森林所有者その他権限に基き森林の立木竹の使用又は収益をする者をいう。 長期間の受託により森林所有者に代わって経営を行う者も含まれる。 |
| 森林生産力 | しんりんせいさん りょく | 森林の主に木材を生産する能力(ポテンシャル)。 |
| 森林施業 | しんりんせぎょう | 目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。 |
| 森林セラピー | しんりんせらぴー | 科学的根拠に基づいた森林環境での健康保持・増進の活動。 |
| 森林総合監理士 | しんりんそうごう かんりし | 市町村森林整備計画の作成や適切な路網作設の方法、長期的視点に立った地域全体の森づくりの方法等を指導する技術者。フォレスターとも呼ばれる。 |
| 森林総合利用施設 | しんりんそうごう りようしせつ | 交流、ボランティア、健康づくり、教育活動の場などとして、森林を様々に利用するために整備された交流施設と、それと一緒にとなった森林。 |
| 森林蓄積 | しんりんちくせき | 森林の集まりとしての材積のことをいい、一般的には、森林の立木材積を指す。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-----------|-------------------|--|
| 森林認証 | しんりんにんしょう | 独立した第三者機関が環境・経済・社会の3つの側面から一定の基準をもとに適切な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、その森林から生産され木材・木材製品にラベルを付けて流通することで、持続可能性に配慮した木材についての消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する民間主体の取組のこと。 |
| 森林の機能区分 | しんりんのきのうくぶん | 森林を、その森林の地形、地質、土壤その他の自然条件、林況等に関する評価因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能、木材等生産機能の5つの機能に区分したもの。 |
| 森林病害虫 | しんりんびょうがいちゅう | 森林を形成する樹木を侵す有害菌や有害昆虫の総称。 松くい虫やナラ枯れなどが含まれる。 |
| 森林法 | しんりんほう | 我が国林政における最も基幹的な法律（昭和26年法律249号）。森林計画、保安林その他森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的としている。 |
| 森林保健施設 | しんりんほけんしせつ | 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号の規定により森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設等がある。 |
| 森林・林業基本計画 | しんりん・りんぎょうきほんけいかく | 政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づき策定する森林・林業に関する施策の総合的かつ長期的な計画。 おおむね5年ごとに基本計画を変更することとされている。 |
| 森林・林業基本法 | しんりん・りんぎょうきほんほう | 森林・林業に関する施策について、総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律（昭和39年法律161号） |
| 水源涵養機能 | すいげんかんようきのう | 水資源を保持し、渴水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する機能。 |
| 水源涵養機能森林 | すいげんかんようきのうしんりん | 公益的機能別施業森林の1つで、水源涵養機能等の維持増進を図ることを目的とした森林。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|---------------|------------------|---|
| スイングヤーダ | すいんぐやーだ | 主策を用いない簡易策張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアームをタワーとして使用する林業機械。 |
| スキッダ | すきだ | 木材を引きずって運ぶための集材用の林業機械の総称。 |
| スケールメリット | すけーるめりっと | 企業規模の拡大によって得られる様々な効果の総称であり、規模の経済や規模の優位性などの言葉と同様の意味を持つ和製英語。 |
| 筋置き | すじおき | 筋地拵え等において、刈り払ったものなどを列上に置くこと。 |
| 筋地拵え | すじじごしらえ | 植栽する列だけ刈り払い、残りはそのまま放置するとともに、植え付けの際に障害となるものを取り除く作業。刈り払ったものなどは残った列の上、あるいは列に沿わせて置く。 |
| ストックヤード | すとっくやーど | 再利用や再生利用を目的としたごみの一時保管所を指す場合が多いが、貨物や商品などを一時的に保管する場所を表すこともある。 |
| ストーリー・ブランディング | すとーりーぶらん でいんぐ | 製品やサービスが持つストーリー、つまり物語性を活用するマーケティング手法のこと。 |
| スマート林業 | すまーとりんぎょう | 地理空間情報やICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能にするための取組みのこと。 |
| 精英樹 | せいえいじゅ | 同じ土壌条件の地域に生育する同種・同齢木に比べて、形質ともに特に優れた成長をしている樹木をいう。 |
| 生活環境保全機能 | せいいかつかんきょうほぜんきのう | 生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能。 |
| 制限林 | せいげんりん | 保安林及び森林法施行規則第10条で定められている立木の伐採に制限がある森林をいう。 保安林、砂防指定地、鳥獣保護法の特別保護地区、自然公園法の特別地域内の森林等がある。 |
| 製材 | せいざい | 製材機械によって原木から製材品を木取りすること。または、木取りされた製品をいう。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-------------------|------------------------|---|
| 生産森林組合 | せいさん しんりんくみあい | 森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。 森林組合は、組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。 |
| 生態系 | せいたいけい | ある地域の生物の群集とそれらに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環、エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの。 |
| 成長休止期 | せいちょう きゅうしき | 樹木（特に落葉広葉樹）は、晩秋から早春の冬期間は、葉を落としたり、樹液の流動を停止し成長を休止する。 |
| 成長量 | せいちょうりょう | 一定期間の間に立木が成長した量で、森林計画では1年間の成長量（m ³ ／年）をいう。 |
| 生物多様性 | せいぶつたようせい | 地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生物多様性条約においては、「生物の多様性」とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとしている。 |
| 世界農林業センサス | せかい のうりんぎょう せんさす | 我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施している調査。 |
| 施業 | せぎょう | 事業を経営管理し処理すること。特に林業経営についていう。（＝森林施業） |
| 施業実施協定 | せぎょうじっし きょうてい | 森林法第10条の11の9の規定に基づくもので、森林所有者や特定非営利活動法人等（NPO）が、市町村長の認定を受けて、共同で森林施業を行うための取り決めを行う制度。 |
| 施業体系 | せぎょうたいけい | 森林の有する各機能を発揮するため、森林の造成、維持する方法を体系化したもの。 |
| セルロースナノファイバー(CNF) | せるろーすなの ふあいばー | Cellulose Nano Fiberの略。鋼鉄の5分の1の重量で約5倍の強度を持つ植物由来の素材であり、木材等の植物纖維(セルロース)を化学的、機械的に処理してナノサイズ(1nmは100万分の1mm)まで細かく解きほぐした極細纖維状物質。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|----------|------------------|--|
| 線形 | せんけい | 林道や作業道の路線の平面的、縦断的な形をいう。 |
| 全国森林計画 | ぜんこく しんりんけいかく | 森林法第4条の規定に基づき「森林・林業基本計画」に即して、農林水産大臣が閣議決定を経て、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項等について、5年ごとにたてる15年間の計画。 |
| 漸伐 | ぜんばつ | 主伐の一種で、林分を数回（または数十回）に分けて伐採利用し、林内へできるだけ同じように後継樹を育て、成熟木を伐り終わると、ほぼ同齢の幼齢林になるよう努める作業をいう。 |
| 全面地拵え | ぜんめんじごしき え | 植え付け予定地の雑草木やササ及び散乱している幹や枝など植え付けの際に障害となるものを植栽予定地の全面にわたって取り除く作業。 |
| 造材 | ぞうさい | 伐倒した樹木の枝を払い、これを切断（玉切り）して、素材（丸太）を生産する作業。 |
| 早生樹 | そうせいじゅ | 木材として利用できるまでの成長が早い樹種の総称。 |
| 造林 | ぞうりん | 林地に森林を仕立てること。造林の方法には人工造林と天然更新がある。 |
| 造林の届け出制度 | ぞうりんのとどけ でせいど | 森林法10条の8で「森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(中略)の立木を伐採するには、(中略)伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。」とされており、その提出時期は、森林法施行規則第9条で「伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。」とされている。 |
| 素材 | そざい | 未加工の原材料をいう。木材の場合は、丸太及びそま角の総称。一般には原木ともいう。 |
| 素材(丸太)生産 | そざい(まるた) せいさん | 立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。 |
| 素材生産業者 | そざいせいさん ぎょうしゃ | 立木を伐採、搬出し、丸太（素材）の生産を行うことを業とする者。 |
| 素材生産経費 | そざいせいさんけ いひ | 立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除いて丸太にし、市場や工場等へ運搬するトラック等に積み込むまでの経費。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|----------------------|------------------|--|
| Society5.0 | そざえてい 5.0 | サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Societyのこと)。 |
| そま(柾)角 | そまかく | 立木の伐採後、現地で玉切りした中丸太の四方を削って隅に丸みを残して角材としたもの。 |
| た行 | | |
| 帯状抾伐作業 | たいじょうたくばつさぎょう | 単木抾伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、立木を樹高幅ほどで帯状に伐探し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系(作業種)の一つ。 |
| 抾伐 | たくばつ | 主伐の一種で、森林内の成熟木を数年～十数年ごとに計画的に伐採(抜き切り)すること。伐採により森林の状態が大きく変化せず、持続的な森林経営ができる。 |
| 抾伐率 | たくばつりつ | 抾伐を行う割合を100分率で表したもの。一般には本数や材積を基準にする。 |
| Dasie(需給マッチング支援システム) | だじー | Demand And Supply information Exchange (System)の略。需要者および供給者がPCやモバイル端末からインターネット等を通じて需要および供給の要件を登録することでマッチングが行われ、それぞれの要件に対応する相手方の情報の配信によって交渉の契機を提供するというもの。 |
| デジタルトランスフォーメーション | でじたるとらんすふおーめーしょん | スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であるとされ、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること」であるとされる。従来使われてきた「ICTの利活用」との最大の違いは、「ICTの利活用」がすでに確立された産業を前提に、あくまでその産業の効率化や価値向上を実現するものであったのに対し、デジタルトランスフォーメーションにおいては、その産業のビジネスモデル自体を変革していくことにあるとされる。 |
| 玉切り | たまぎり | 立木を伐倒して枝払いが済んだ後、樹幹の大小、曲がり、節、腐れなどの欠点を見極めて、用途に応じて定められた長さに切断して丸太にすること。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|--------------|------------------|--|
| 多面的機能 | ためんてききのう | 森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。 |
| タワーヤーダ | たわーやーだ | 元柱になる鉄柱と集材装置を装備した移動式の集材機（林業機械）。 |
| 団地 | だんち | 造林や伐採などが一体として効率的に行われるまとまりをいう。 |
| 単純林 | たんじゅんりん | 1種類の樹種から成立している森林。混交林に対する語。 |
| 短・中伐期作業 | たん・ちゅうばつきさぎょう | 薪炭材、しいたけ原木等の生産を目的になら類を対象として、短期間（25年～35年）で一斉にある程度まとまった面積を伐採し、ぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）、又は中径材の生産を目的にスギ、アカマツ、カラマツなどを対象として、おおむね標準伐期齢前後で一斉にまとまった面積を伐採し、その跡地を人工植栽する施業体系（作業種）。 |
| 単木抾伐作業 | たんぼくたくばつさぎょう | 抾伐作業の1種で、更新のために伐区から一定量を単木的に均等に抜き伐りする方法。 |
| 単木抾伐 | たんぼくたくばつ | 立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の抾伐。 |
| 地位 | ちい | 林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壤条件等の地況因子が総合化されたもの。 |
| 地域材 | ちいきざい | 一定の圏域的なまとまりである地域内から産出される木材。 |
| 地域森林計画 | ちいきしんりんけいかく | 森林法第5条第1項の規定に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村森林整備計画における森林施業の指針となるものである。 |
| 地域林政アドバイザー制度 | ちいきりんせいあどばいざーせいど | 市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るもの。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|----------------------|--------------------------------------|---|
| チェーンソー | ちぇーんそー | 電動モーターやガソリンエンジンを原動力として動作する機械。カッティングを行う刃が連なった鎖の形をしており、それらを高速で回転させることで、効率良く木や竹などを切断することができる。電動モーターやガソリンエンジンを原動力として動作する機械。 |
| 蓄積 | ちくせき | 森林の立木幹材積の現存量、材積をいう。 |
| 治山事業 | ちさんじぎょう | 森林法に規定する保安施設事業と地すべり等防止法に規定する地すべり工事またはばた山崩壊防止工事に関する事業をいう。 |
| 治山施設 | ちさんしせつ | 保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業（森林法）及び地すべりを防止するために地すべり防止工事（地すべり等防止法）により設置された施設。 |
| 地質 | ちしつ | 地殻を構成する物質。その種類、性質または状態を指すことが多い。大部分は岩石であるが、地層、堆積物、風化生成物ないし土壤も含まれる。 |
| 稚樹 | ちじゅ | 天然生の小さい樹木のこと。苗畠では苗木という。 |
| 地籍 | ちせき | 土地に関する戸籍のこと。各個人には固有の「戸籍」という情報があり、様々な行政場面で活用されているのと同様に、土地についても「地籍」の情報が行政の様々な場面で活用されている。 |
| 地籍調査 | ちせきちょうさ | 主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。 |
| 地表処理 | ちひょうしょり | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等を行うこと。 |
| 中小企業スーパー トータルサポ事業 | ちゅうしょうき ぎょうすーぱー とーたるさぼじ ぎょう | 研究開発から設備投資、販路開拓までの一貫した支援を行い、中小企業の付加価値額の向上及び小規模事業者の持続的発展を促進する。そのうち、山形県中小企業団体中央会では設備投資及び販路開拓事業を行う中小企業・小規模事業者を支援している。 |
| 鳥獣害防止 森林区域 | ちょうじゅうがい ぼうししんりん くいき | 主に人工林を対象とし、鳥獣被害森林及び被害が発生するおそれのある森林について設定し、防護柵等の被害防止対策を講じ、植栽木の保護を推進する区域。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|--------------|------------------|---|
| 長伐期施業 | ちょうばっきせぎょう | 主に用材林の生産を目的に長伐期（標準伐期齢のおむね2倍に相当する林齢以上）で、一斉にある程度まとまった面積を伐採し、その跡地は、植栽又はぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。 |
| 坪地拵え | つぼじごしらえ | 苗木を植え付ける所の周辺だけ円形あるいは方形に刈り払い、植え付けの際の障害となるものを取り除く作業。 |
| 地利 | ちり | 木材の搬出・輸送距離の長短による搬出の難易度など、経済的位置の有利不利の度合いを示すもの。 |
| つる切り | つるきり | 保育作業のひとつで、造林木に巻きつく「つる類」を取り除く作業。 |
| 提案型集約化施業 | ていあんがたしゅうやくかせぎょう | 林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした施業提案書を提示し、施業の実施を働きかける手法。 |
| 抵抗性クロマツ | ていこうせいくろまつ | 松くい虫被害の原因となるマツノザイセンチュウに対して抵抗性があるクロマツ苗。これまで出荷前の苗木にマツノザイセンチュウの接種が必要であったが、マツノザイセンチュウの接種が不要な採種園が緑化センターに造成されたことから、令和4年度から接種不要の苗木が出荷される見込み。 |
| ディスカバー農山漁村の宝 | でいすかばーむらのたから | 農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて地域へ横展開を図っている。 |
| 適地適木 | てきちてきぼく | 森林を仕立てる際、土壤、気象、地形、地質などの土地の立地に合った樹種を検討し、判断すること。 |
| テレワーク | てれわーく | ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。「tele=離れた所」と「work=働く」を合わせた造語。 |
| 天然下種更新 | てんねんかしゅこうしん | 林地内に残した木（母樹）またはその側方の木より自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-----------|----------------------------|---|
| 天然更新 | てんねんこうしん | 人のかかわりは補助手段として、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいう。種子が自然に落下し、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。 |
| 天然更新補助作業 | てんねんこうしん ほじょさぎょう | 天然更新を促すため、下刈り、枝条整理やかき起こし等の地表処理を行うこと。 |
| 天然生林 | てんねんせいりん | 主として天然力の活用により成林させ維持する森林。 |
| 特定広葉樹 | とくていこうよう じゅ | 地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境の維持・創出を図るために必要な広葉樹として市町村森林整備計画で定めた樹種。 |
| 特定広葉樹育成施業 | とくついこうよう じゅいくせいせ ぎょう | 特定広葉樹を主体とした地域独特の景観、多様な生物の生息・生育環境等の形成を図るための森林施業。 |
| 特定保安林 | とくついほあんり ん | 農林水産大臣が森林法第39条の3の規定により、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その機能を確保するため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があるとして指定した森林。 |
| 特定母樹 | とくついぼじゅ | 成長や雄花着生性等に関する基準を満たすもので、農林水産大臣が指定したもの。 |
| 特用林産物 | とくよう りんさんぶつ | 森林原野の産物（林産物）のうち、木材を除いた品目をいう。薪、木炭、きのこ、山菜、樹皮、ウルシなどの樹液、工芸材料、纖維、樹脂などがある。 |
| 土砂流出防備保安林 | どしゃりゅうしゅ つぼうびほあんり ん | 森林内の地面を、樹木の根と落ち葉や下草が覆うことで、雨などによって表土が流されることを防いでいる。また水流によって表土が流された時に、土砂がさらに下流まで流出することを防ぐ。 |
| 土場 | どば | 木材を森林から市場、工場まで搬出する過程で、木材を一時的に集積し、貯木する場所のこと。（作業土場、駅土場、山土場など） |
| ドローン | どろーん | 遠隔操作や自動制御によって飛行できる無人航空機の総称。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|----------|----------------|--|
| な 行 | | |
| 苗木 | なえぎ | 移植または林地に植栽する小さい木のこと。 |
| ナラ枯れ | ならがれ | ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシという甲虫類の一一種とそれに共生する菌によってナラ類（ミズナラ、カシワコナラ等）の木が立ち枯れする現象。 |
| 二次林 | にじりん | 伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長などにより成立した森林。 |
| 日本貿易振興機構 | にほんぼうえきしんこうきこう | 2003年に設立され、海外ビジネス情報の提供、中堅・中小企業等の海外展開支援、対日投資の促進などに取り組んでいる独立行政法人。 |
| 認定事業主 | にんていじぎょうぬし | 「林業労働力の確保の推進に関する法律」の第5条の規定に基づき、林業従事者を雇用して造林業・育林業又は素材生産業を営む事業主が「雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に進める計画（改善計画）」を作成・申請し、その改善計画が知事から認定された事業主ということをいう。 |
| 抜き伐り | ぬきぎり | 木を間引くことで間伐と同じ施業だが、保育のため実施する間伐と異なり、材を利用する目的に概ね標準伐期齢以上の木を単木的に伐採する施業をいう。 |
| 根浮き | ねうき | 冠雪や雪圧により植栽木が引きづられることや、植栽時の踏み固め不足等で発生する植栽木の根が浮く現象。 |
| 根踏み | ねぶみ | 根浮きのほか苗木の活着を促すため、苗木の先を持って、苗木の周辺を踏みつける。 |
| 根巻き | ねまき | 根がポットなどの育苗容器の壁面に沿ってビッシリと張った状態のこと。根巻きした部分が障害になり、生育停滞・収量低下の原因になる場合がある。園芸用語では、木を移植する際に土が落ちないように麻袋用の布などで根鉢を包み、縄でそのまわりを巻くことをいう。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|---------------|------------------------------|--|
| 農業生産工程管理(GAP) | のうぎょうせいさんこうていかんり | Good Agricultural Practices の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。 |
| 農林水産業の輸出力強化戦略 | のうりんすいさんぎょうのゆしゅつりょくきょうかせんりやく | 平成 28 年 5 月に、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」において「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられた。同戦略に基づき、政府は民間の意欲的な取り組みを支援するため、様々な取り組みを進めている。 |
| は 行 | | |
| バイオマスボイラー | ばいおますぼいらー | 化石資源を除く再生可能な生物由来の有機性資源を燃料とし、その燃焼で得た熱を水蒸気や温水に換える機器。 |
| 葉枯らし | はがらし | 伐倒木を枝葉のついたまま一定期間（通常数ヶ月程度）林内に放置し、残した枝葉からの水分蒸発によって材の含水率を低下させる方法。古くから優良材の材質向上や搬出材の軽量化のために行われている。 |
| 伐期 | ばっき | 林木の伐採・収穫の時期。 |
| 伐期齢 | ばっきれい | 林木が成熟して伐採時期に達した林齢。 |
| 伐区 | ばっく | もともと伐採（主伐）が行われる区域を指すが、造林から育林、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられる。 |
| バックキャスティング | ばっくきやすていんぐ | 目指す将来の姿や目標を定め、そこから現在の課題などの現状を分析し今何をすべきかを考える方法。 |
| 伐採 | ばっさい | 山などから木を切り出すこと。 |
| 伐採跡地 | ばっさいあとち | 林木が伐期に達し、伐採（皆伐や傘伐（さんばつ））した跡地のこと。 |
| 伐採種 | ばっさいしゅ | 主伐における伐採方法をいう。皆伐、択伐等に分ける。 |
| 伐採率 | ばっさいりつ | 林分を伐採（主伐・間伐）するときの伐採の割合。一般に、本数伐採率と材積伐採率がある。 なお、間伐の伐採率を間伐率という。 |
| 伐採立木材積 | ばっさいりゅうぼくざいせき | 林分を伐採し、または伐採する時に、伐採する立木の材積をいう。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|--------------|-----------------|--|
| 伐倒 | ばっとう | 立木を伐り倒すこと。伐採、伐木ともいう。 |
| 伐倒駆除 | ばっとうくじょ | 森林病害虫の防除のため、枯死または弱った樹木を伐倒して、焼却や薬剤散布等の処理を行うこと。 |
| ハーベスタ | はーべすた | 伐倒、枝払い、玉切り、集積の一連の多工程の処理を連續して行う自走式の林業機械。 |
| 梁・桁 | はり・けた | 梁は建物の平面の短辺の空間に渡される横架材。桁は長辺方向の横架材。 |
| パリ協定 | ぱりきょうてい | 2016年11月4日に発効された2020年以降の気候変動の問題に関する、国際的な枠組み。 |
| パルプ | ぱるぷ | 木材その他の纖維原料から採取したセルロース纖維の集合体のこと。 |
| 標準伐期齢 | ひょうじゅん ばっきれい | 主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐期齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定めた年齢。 保安林の指定施業要件の基準に用いられている。 |
| ピーク流量 | ぴーくりゅうりょう | 降雨により、ある時間に最大となる流量を指す。 |
| 病害虫 | びょうがいちゅう | 有害菌や有害昆虫の総称。（＝森林病害虫） |
| B材 | びーざい | 小曲等のある材で、主に集成材、合板用として用いる。 |
| 一人親方 | ひとりおやかた | 労働者を雇用せずに自分自身と家族などだけで事業を行う事業主のこと。 |
| FAO | ふあお | The Food and Agriculture Organization of the United Nations(国際連合食糧農業機関)の略。 |
| FAOSTAT | ふあおすたっと | The Food and Agriculture Organization Corporate Statistical Database(国際連合食糧農業機関データベース)の略。 |
| 風雪害 | ふうせつがい | 風（風害）や雪（雪害）により、樹木が倒れたり、折れたりする被害の総称。 |
| フェラーバン チャ | ふえらーばんちゃ | 立木の伐倒とその後の作業が便利なように一定の場所に集積する2つの工程を行う林業機械。 |
| フォレストサポーター | ふぉれすとさぽーたー | 森林ボランティア活動を実践する上で必要な知識や技術を習得する県の研修を修了した者。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-------------|-----------------|--|
| フォレストマネージャー | ふぉれすとまねーじゅー | 林業の現場技能者の中での統括現場管理責任者にあたる人、いわば現場技能者の中のトップになる人に位置付けられている者。 |
| フォワーダ | ふおわーだ | 荷台に木材を積載して、集材する林業機械。 |
| 幅員 | ふくいん | 道の幅のことをいい、車の通る幅を車道幅員といい、これに路肩を加えた幅を全幅員という。 |
| 複層林 | ふくそうりん | 林冠構成が複数状態をしている森林を総称して、複層林という。二層のものを二段林、三層のものを三段林という。択伐林は複層林となる。 |
| 複層林施業 | ふくそうりんせぎょう | 森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠を構成する森林を造成する施業。 |
| 不在村化 | ふざいそんか | 所有する森林とは別の市町村に居住する個人が増えること。 |
| 不在村森林所有者 | ふざいそんしんりんしょゆうしゃ | 自分の森林の所在する市町村の区域に居住していない森林所有者。 |
| 普通林 | ふつうりん | 制限林以外の森林。 |
| フードマイレージ | ふーどまいれーじ | 食料の総輸送量・距離のことで、食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかる「重さ×距離」で表される。 |
| 不燃木材 | ふねんもくざい | 不燃材料(建築物内部の火災拡大や煙の発生を抑制する性能(20分)を有する材料)の大臣認定を受けている薬剤で処理して不燃性能を持たせた木材 |
| 不用木 | ふようぼく | 造林木の健全な成長を阻害したり、将来阻害が予想される侵入木。 |
| プラットホーム | ぷらっとほーむ | 周辺よりも高くなった水平で平らな場所を指す英語。官公庁の施策における「環境(整備)」、「基盤(づくり)」、ソフトウェアやシステムにおける「動作環境」、作業をするための「足場」の意で用いられる。 |
| 不良木 | ふりょうぼく | 形質の不良な造林木。 |
| プレカット | ぶれかっと | 従来は墨付けに従って手工具で行っていた木造住宅の柱や梁の継ぎ手、仕口の加工を機械で行う技術 |
| プロセッサ | ぶろせっさ | 全木(枝付きの伐倒木)の枝払い、玉切り、集積の一連の工程を行う林業機械。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|----------|--------------|---|
| プロダクトアウト | ぷろだくとあうと | 企業側の技術や思想、販売計画に基づいて製品やサービスを市場に出すこと。製品ありきの販売戦略。 |
| 分収林 | ぶんしゅうりん | 土地を借りて造林（分収造林）または育林（分収育林）し、利益を所有者（地主）と分け合うこと（分収）。 |
| 平均成長量 | へいきんせいちょうりょう | その年までに成長した量を総成長量というが、これを年数で割ったもの。 |
| ペレット | ペれっと | 乾燥した木材を細粉し、圧力をかけて直径6~8mm、長さ5~40mmの円筒形に圧縮成形した木質燃料で、主にストーブやボイラーの燃料として利用されている。 |
| 保安施設 | ほあんしせつ | 地域森林計画における、保安林、保安施設地区、治山事業等に関する総称。 |
| 保安施設事業 | ほあんしせつじぎょう | 保安林の指定された目的が達成されるように行われる、山地治山、防災林造成、保安林整備等の事業の総称で、森林法第41条に規定されている。 |
| 保安施設地区 | ほあんしせつちく | 農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定によりその事業地や周辺の森林等を指定した地区。この地区は、事業完了後一定期間経過すると保安林に転換される。 |
| 保安林 | ほあんりん | 水源の涵養、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林。森林の施業に一定の制限が課せられる。 |
| 保育 | ほいく | 植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。 |
| 保育間伐 | ほいくかんばつ | 育成の対象としている樹木（目的木）間の競合を緩和し、残存木に十分な陽光を与えるため目的木を伐除する間伐のうち、伐採された木が利用径級等に達しないため林地にそのまま林木を放置する間伐をいう。これに対し素材を生産するものを「利用間伐」という。 |
| 保育経費 | ほいくけいひ | 苗木植栽後から伐採までの、獣害対策、下刈、除伐、枝打ち、間伐等の経費。 |
| ぼう芽 | ぼうが | 立木を伐採した後に切り株から発生する芽をぼう芽という。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-----------------|---------------|--|
| ぼう芽更新 | ぼうがこうしん | 立木を伐採した後に切り株から発生したぼう芽を成長させて林を更新する方法。 こなら、くぬぎなどぼう芽力の強い広葉樹に対して行われる。ぼう芽更新は、薪炭林などで行われる。 |
| 防火樹林帯 (防火樹帯) | ぼうかじゅりんたい | 森林火災発生時の延焼を防ぐために、防火性、耐火性の強い樹種により、林縁や林内に設ける樹林帯。 |
| 放置竹林 | ほうちちくりん | 周辺森林に侵入・繁茂している管理されなくなった竹林で、森林の持つ公益的機能の發揮に支障を来すおそれがあるもの。 |
| 保健機能森林 | ほけんきのうしんりん | 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画でその区域が特定されている森林。 |
| 保健文化機能 | ほけんぶんかきのう | 森林浴やハイキングなど身近に自然とふれあう場としての機能（保健・レクリエーション機能）、史跡・名勝における森林の美的景観及び森林環境教育等体験学習の場としての機能（文化機能）、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する場としての機能（生物多様性保全機能）等の総称。 |
| 保健文化機能森林 | ほけんぶんかきのうしんりん | 公益的機能別施業森林の1つで、保健文化機能の保全・推進を図ることを目的とした森林。 |
| 保護樹帯 | ほごじゅたい | 造林をする際に前生樹の一部を帶状に残して風をさえぎり、または主風の方向に対して樹木を帶状に造成することによって気象害などの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団をいう。 |
| 母樹 | ほじゅ | 優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。母樹の集団を母樹林という。 |
| 本数調整伐 | ほんすうちょうせいばつ | 森林の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度（本数）を調整する作業。 |
| ほど木 | ほどき | きのこ類の生産に用いる、きのこの種菌を接種した原木のこと。 |
| ま 行 | | |
| マーケットイン | まーけっといん | 消費者のニーズを理解して商品を開発し、消費者が求めているものを求めているだけ市場に出すこと。顧客ありきの販売戦略。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|------------|---------------|---|
| 松くい虫 | まつくいむし | <p>森林病害虫のひとつで、アカマツやクロマツに寄生してその樹皮下及び材部を食害し、枯死させる昆虫の総称。</p> <p>特に、マツノマダラカミキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによる被害を指すことが多い。</p> |
| マツノザイセンチュウ | まつのざいせんちゅう | <p>樹木の材部に生息する材線虫の一種。全国的に発生している松枯れは、この線虫が樹木内に侵入して起こる。</p> <p>マツノマダラカミキリが媒介し、被害木は夏の終わりから秋にかけて、あるいは、冬を越した春から初夏にかけて急激に赤変し、枯死する。</p> |
| 末木枝条 | まつぼくしじょう | 樹木の梢端や枝など一般に木材として利用されない部位。 |
| マテリアル利用 | まてりあるりよう | バイオマスを原材料として利用すること。木材のマテリアル利用には改質リグニンやセルロースナノファイバーなどがある。 |
| 未相続森林 | みそうぞくしんりん | 過疎化や少子高齢化が進む中、相続に伴う所有権の移転登記がされていない森林のこと。森林所有者の一部が不明な場合(共有者不明森林)や森林所有者の全部が不明な場合(所有者不明森林)がある。 |
| 密度管理 | みつどかんり | 林木の密度と材積成長との間に定量的な関係があることをを利用して、林分を管理すること。 |
| 密度管理図 | みつどかんりず | <p>林木の成長に関する密度効果の法則等を応用し、生育段階に応じた密度と材積等の関係を一つの図にまとめて表したもの。</p> <p>この図から立木密度と上層木の樹高によって幹材積、平均直径、収量比数を知ることができ、密度管理方に応じて収量を予測できる。</p> |
| 「緑の雇用」事業 | 「みどりのこよう」じぎょう | 未経験者であっても林業に就き、必要な技術を学ぶことができる制度。林業経営体に採用された人に対し、講習や研修を行うことでキャリアアップについても支援する。 |
| 緑の循環システム | みどりのじゅんかんしすてむ | 森林資源は、適切な時期に伐採し活用するとともに、その跡地に植栽して循環利用することで多面的な機能が持続され、森林資源の循環を進めるためには、木を植え、育て、収穫する「川上」、製材工場などで加工し流通する「川中」、公共建築物や住宅・一般建築物、または木質バイオマスによる熱や発電で木材を利用する「川下」までを一体的に捉えた「緑の循環システム」を十分に形づくりることが必要。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|---------------|--------------------|--|
| 未立木地 | みりゅうぼくち | 伐採跡地以外の無立木地。 |
| 民有林 | みんゆうりん | 森林法第2条に定める森林のうち、国有林以外の森林をいう。民有林は、①個人、会社・社寺など法人が所有する私有林、②県、市町村・財産区などで所有する公有林、③森林総合研究所森林農地整備センター所管林に区分される。 |
| 無節 | むぶし | 製材品の材面に節のないこと。 |
| 無立木地 | むりゅうぼくち | 一般に、樹木が生林していない林地をいう。伐採跡地と未立木地の総称。 |
| 猛禽類 | もうきんるい | 飛翔力が強く、曲がった鋭いくちばしをもち、他の鳥類や哺乳類・爬虫類などを捕食する大型の鳥の総称。 |
| 木育 | もくいく | 幼児期から原体験として木と関わることで、木に対する親しみや理解を深め、ひいては木を生活に取り入れたり、森づくりに貢献したりすることのできる人の育成を目指す活動のこと。 |
| 木材産業産出額 | もくざいさんぎょうさんしゅつがく | 経済産業省工業統計調査の都道府県別、産業中分類別製造品出荷額等(従業員4人以上の事業所)における木材・木製品製造業(家具を除く)の出荷額のこと。 |
| 木材市況 | もくざいしきょう | 原木市場での相場や取引の状況。 |
| 木材市場 | もくざいしじょう | 木材の売買取引を行う市場。 |
| 木材需給マッチングシステム | もくざいじゅきゆうまっちんぐしすてむ | 素材生産現場から、製材加工、製品販売までの木材流通データをクラウドシステムにより管理し、需要に応じた生産を行うシステムのこと。 |
| 木材等生産機能 | もくざいとうせいさんきのう | 木材等の森林で生産される資源を培養する機能。 |
| 木質バイオマス | もくしつばいおます | バイオとは生物、マスは量を表し、生物体総量をいう。このうち、森林から出る用材、間伐材、林地残材、あるいは輸入木材などを木質バイオマスという。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-------------------|--------------------|---|
| 目標林型 や 行 | もくひょうりんけい | 森林の管理を適正に進めるために設定する目標とする森林の姿のこと。森林にどのような機能を主に求めかかるに応じて設定する。木材生産を目的とした人工林では、想定する主要な用途から決定される。 |
| 薬剤注入 | やくざいちゅうにゅう | 森林病害虫の防除のために、樹木に農薬等の薬剤を注入すること。 |
| 山土場 | やまどば | 丸太の輸送、保管の必要から伐採現場の近いところに設けた一時的または長期に利用する丸太の集積場。林道に併設されているもの、伐採期間のみ機能させるものがある。 |
| やまがた絆の森協定 | やまがたきずのもりきょうてい | 山形県が取り組む事業の一つで、企業や森林所有者と「やまがた絆の森協定」を結び、森づくり活動を通じた地域との交流から地域活性化を図る取り組みのこと。 |
| やまがた里山サミット | やまがたさとやまさみっと | 地域の森林資源を積極的に活用し、林業振興、雇用創出等につなげ、地域の活性化に結びつけるため、知事と全市町村長が参画して「やまがた里山サミット」を設立した。 |
| 山形式フェンス | やまがたしきふえんす | 山形県公共施設等に導入できる木製フェンスのモデルとして、風・雪に耐えられるよう構造計算を行った木垣。一般流通材を重ねて作成したシンプルな構造とした。 |
| やまがた森林ノミクス加速化ビジョン | やまがたもりのみくすかそくかびじょん | 平成 23 年 3 月に策定（平成 29 年 3 月に改定）した「第 2 次山形県森林整備長期計画」（以下「第 2 次計画」という。）の計画期間が令和元年度で終了したことから、条例に則し、「第 4 次山形県総合発展計画（令和 2 年 3 月策定）」を踏まえ、「第 4 次山形県農林水産業元気創造戦略（令和 3 年 3 月策定）」と整合性を図り、「やまがた森林(モリ)ノミクス」の加速化に向けた今後 10 年間の取組内容を示すもの。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-------------------------|---|--|
| やまがた木育 | やまがたもくいく | 対象を乳幼児からお年寄までとし、定義を「森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直すものとし、森や自然の恵みに感謝し、自然との共生の文化を理解・共感できる豊かな心を育み、森との絆を深め、暮らしの中に木を活かす」とし、「森からの恩恵を受けるのみではなく、一人ひとりが森と共に生きていることや、木を活かす暮らしの大切さを改めて理解し、行動を起こすことができる人づくり」を目指すとしている。 |
| やまがた森の日 | やまがたもりのひ | 6月第1土曜日の「やまがた森の日」に、縁豊かな山形の自然環境の恩恵に感謝するとともに、森林をはじめとする自然環境を守り、育て、活かすことの重要性を広く訴えるイベントとして、「やまがた森の感謝祭」を開催している。 |
| 山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例 | やまがたけんのゆたかなしんりんしげんをかつようしてちいきかっせいかじょうれい | 本県の豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関し、基本理念を定め、県、森林所有者、林業事業者及び木材産業事業者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定め、県民の総参加による森林資源の活用を推進することにより、林業及び木材産業の振興並びに森林の保全を図り、もって雇用を創出し、地域を活性化すること。 |
| 山形県林業労働力の確保の促進に関する基本計画 | やまがたけんりんぎょうろうどうりょくのかくほのそくしんにかんするきほんけいかく | 林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「労確法」という。）に基づき、国が定める「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」に即して、事業主が行う雇用管理の改善等の目標及びこれらを促進するための施策などを定めた「山形県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を策定し、林業労働力の確保・育成を総合的に促進するものとする。 |
| 有用広葉樹 | ゆうようこうようじゅ | 一般に、住宅部材、家具用材等として利用される材が採れる樹種を指している。家具建築用材などに利用されるブナ、カンバ類、ナラ類、ケヤキ、キリ、ハリギリなどがある。 |
| 優良材 | ゆうりょうざい | 形質の良い木材のこと。 |
| 幼齢木 | ようれいぼく | 林木が小さく、樹高の成長が盛んな林分。通常、成長の早い樹種では10~20年、遅い樹種では30年生までを幼齢林として区分している。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|-------------|--------------|---|
| 雪起こし | ゆきおこし | 融雪後、倒伏して傾斜したまま立ち直らない林木を、わらやテープで傾斜上部から引き起こし固定する作業。 |
| 用材林 | ようざいりん | 建築材その他の用途に利用することを目的として育てた森林 |
| 要整備森林 | ようせいびしんりん | 特定保安林（機能の低下している保安林の機能確保を目的として農林水産大臣が指定する保安林）の区域内で、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があるとして、知事が地域森林計画で定めた森林。 指定する内容は、所在・面積及び実施すべき施業（造林・保育・伐採等）の方法・時期となっている。 |
| ら 行 | | |
| 裸地 | らち | 一般に、林地内において、樹木や下層植生が生育しておらず、地面が剥き出しになっている状況をいう。 |
| LVL | えるぶいえる | （単板積層材） Laminated Veneer Lumber。ロータリーレースやスライサーなどの切削機械で切削された单板(Veneer)の纖維方向(木理)を、平行にして積層・接着して造られる木材加工製品。单板積層材には造作用单板積層材と構造用单板積層材がある。 |
| リスクアセスメント | りすくあせすめんと | 職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するため手法。労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」の実施、いわゆるリスクアセスメント等の実施が明記されていますが、平成18年4月1日以降、その実施が労働安全衛生法第28条の2により努力義務化された。 |
| リモートセンシング技術 | りもーとせんしんぐじゅつ | リモートセンシングとは、「物を触らずに調べる」技術。観測機器（センサ）を人工衛星などに搭載し、宇宙から地球全体を調べることが可能。 |
| 立木 | りゅうぼく | 一般に、土地に生育する個々の樹木を指す。 |
| 立木材積 | りゅうぼくざいせき | 材積の測定方法のひとつで、枝条を含めた樹木全体の材積と、枝条を除いた幹材積、枝条だけの層積がある。 |
| 立木度 | りゅうぼくど | 森林の立木の密度を示したもの |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|--------------------------|--|--|
| 林家 | りんか | 世界農林業センサスにおいて、所有山林又は所有山林以外の保有山林が 1ha 以上の世帯をいう。 |
| 林冠 | りんかん | 樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態をいう。 |
| 林業 | りんぎょう | 土地（林地）の上に林産物の蓄積を図り、不動産として林道、動産としての流動資産、資本財としての機械器具などの生産手段を用いて商品としての林産物（木材やきのこなど）を生産する産業。 |
| 林業イノベーション | りんぎょういの べーしょん | 林業の特性を踏まえた新技術の活用 |
| 林業イノベーション 現場実装推進プログラム | りんぎょういの べーしょんげんば じっそうすいしん ぷろぐらむ | 厳しい地形条件や低い労働生産性といった林業特有の課題と、人口減少、少子高齢化などの社会的課題に対処していくためには、発展が目覚ましいICTやロボット技術、AI等の先端技術を活用していく必要がある。現在、本格的な伐採期を迎える、機械産業等の林業の技術開発への取組の展開や木材の成分を新素材として開発し新たな産業を創出する取組も始まっており、これを機に、ICTを活用したスマート林業に加え、林業の特性を踏まえた新技術を活用した「林業イノベーション」を推進し、新技術の実証・実装を通じて、林業現場へ導入していくことが重要。本プログラムは、新技術の開発から普及に至る取組を効果的に進め、林業現場への導入を加速化することを目的として策定した。 |
| 林業機械 | りんぎょうきかい | 伐採や造材、搬出を行うための林業専用の機械を使う。 チェーンソーや刈り払い機のほか、高性能林業機械が開発されている。 |
| 林業研究 グループ | りんぎょう けんきゅうぐるー ぷ | 林業経営の改善及び林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業などを行うグループ。 略して「林研グループ」という。 |
| 林業公社 | りんぎょうこう しゃ | 森林所有者が自ら行うことが困難な地域等において、分収林方式により森林整備を行うことを目的として設立される公益財団法人。 山形県では 2021 年に公益財団法人山形県みどり推進機構と合併し、やまがた森林（もり）と緑の推進機構と名称を変更した。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|---------|----------------|--|
| 林業経営体 | りんぎょうけいえいたい | 林家や林業会社など所有権または所有権以外の権限に基づいて育林または伐採を行うことができる山林を保有している世帯、法人、団体を指す。 |
| 林業作業士 | りんぎょうさぎょうし | 緑の雇用(林業作業士研修)による集合研修と職場内研修(OJT)を組み合わせた3年間の研修で、森林整備や素材生産、運搬等の林業作業と、林業労働安全衛生に必要な知識、技術・技能を習得した者。フォレストワーカーとも呼ばれる。 |
| 林業産出額 | りんぎょうさんしゅつがく | 林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の推進等のための資料を整備することを目的として集計され、各林産物生産量(木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量)に価格(木材生産にあっては樹種ごとの山元土場価格、木材生産以外にあっては庭先販売価格)を乗じて推計された額。 |
| 林業士 | りんぎょうし | 山形県で、地域林業の活性化を図るため、地域の中核的指導者として活動できる人を林業士として認定している。 地域の模範となる林業経営の実践、林業後継者の育成や県民を対象とした森林環境学習など多様な活動をしている。 平成28年度から「青年林業士」を新設し、「指導林業士」と「青年林業士」に区分している。 |
| 林業従事者 | りんぎょうじゅうじしゃ | 森林組合や民間の林業会社の職員として、造林や伐採、搬出など、林業に従事する者。 |
| 林業事業体 | りんぎょうじぎょうたい | 林家や林業会社など森林を保有し、その経営を行う林業経営体から受託、請負等によって育林や木材生産等を行う森林組合、造林業者、素材生産業者等をいう。 なお、世界農林業センサスでは、山林の保有面積が10アール以上の世帯、法人、団体等を指す。 |
| 林業専用道 | りんぎょうせんようどう | 幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、森林施業の用に供する道をいい、10トン積みトラックや林業用車両の走行を想定している。 |
| 林業普及指導員 | りんぎょうふきゅうしどういん | 森林法第187条に定められる職員で、専門事項に関する調査研究、林業に関する技術及び知識の普及、森林の施業に関する指導を行う。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|------------------|-----------------------------------|--|
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 | りんぎょう・もくざいせいぞうぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい | 林業と木材製造業の事業主が、作業者の協力のもとに行う自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図り、労働災害の絶滅を目指すことを目的に、労働災害防止団体法に基づき、昭和39年9月1日に労働大臣（現：厚生労働大臣）の許可により設立され、平成元年7月に特別民間法人化された。以来、その公益的使命を達成すべく、林業、木材製造業の安全で健康・快適な職場づくりを支援するため、各種の事業を積極的に展開している。 |
| 林研グループ | りんけんぐるーぷ | 林業研究グループの略。 |
| 林工連携 | りんこうれんけい | 林業、木材産業、工業及び建築関係事業者や関係分野の大学・研究機関等が相互に連携しながら、森林資源を起点とした新たな技術や製品の開発を目指すもの。 |
| 林産物 | りんさんぶつ | 林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、きのこ、ウルシなどの特用林産物がある。 |
| 林床 | りんしょう | 森林の地床のこと。森林生態系を維持するための重要な場となっている。 |
| 林相 | りんそう | 森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齡、林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。 |
| 林地開発 | りんちかいはつ | 森林における開発行為をいい、具体的には、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であり、森林法第10条の2により、許可制度となっている。 |
| 林地台帳 | りんちだいちょう | 林地所有者や境界測量状況等の情報を地番ごとに整理したもので、市町村に整備されている。 |
| 林地台帳制度 | りんちだいちょうせいど | 市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を記載した「林地台帳」を作成し、その内容の一部を公表する制度。森林の位置や地番の確認を行いやすくして保有森林への関心を高めるほか、森林所有者による林地台帳情報の修正申出を喚起するため、林地台帳の一部及び台帳に付帯する地図を公表(公表することにより個人の権利利益を害するものを除く。)また、地域の森林整備の担い手による集約化の取組を促進するため、同一の都道府県内で森林経営計画の認定を受けている林業経営体等に対しては、情報提供が可能。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|--------|------------------|--|
| 林地肥培 | りんちひばい | 林木の成長を促進し、地力の維持と造林を図るため林地に肥料をほどこすこと。 |
| 林道 | りんどう | 木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称。行政では、林道規程に適合し、林道台帳に登載されているものを指す。 |
| 林道網 | りんどうもう | 森林内の道路で構成される路網のうち、網の目状に敷設され形成される林道の路網を指す。 |
| 林道密度 | りんどうみつど | 森林の単位面積当たりの林道の延長 (m/ha) で表される。 |
| 林内照度 | りんないしょうど | 林内の明るさの度合いのことをいう。 |
| 林内相対照度 | りんない そうたいしょうど | 林内の明るさの、裸地での明るさに対する比。一般には、照度計を用いて測定する。 |
| 林内路網密度 | りんないろもう みつど | 森林内において、林道に一般道路（国道・県道・市町村道等）の延長を加えたものの密度 (m/ha) をいう。 |
| 林班 | りんばん | 森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。沢筋・尾根筋・河川などの自然地形などで区切る。 |
| 林分 | りんぶん | 林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林。例えば、樹種、樹齢、林木の直径などが揃っているなどで、林業経営上の単位として扱われる。 |
| 林木 | りんぼく | 林分を構成している樹木をいう。 |
| 林野 | りんや | 森林と森林以外の草生地とを合わせたもの。また、不動産登記法上の分類では、山林と原野を加えたもの。 |
| 林齢 | りんれい | 森林の年齢。森林が成立（更新又は植栽）した年を1年とし、それから経過した森林の年数を指す。 |
| 齢級 | れいきゅう | 林齢を5年ごとの幅でくくったもの。林齢1～5年をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級、以下5年刻みでⅢ齢級、Ⅳ齢級・・・という。 |

| 項目 | (よみがな) | 解説 |
|------------|---------------|--|
| レジリエンス | れじりえんす | Resilience。「弾力」や「復元力」、「回復力」のこと。 |
| ろう脂病 | ろうしひょう | 樹幹より多量の樹脂が流れ出るアテやヒノキなどヒノキ科特有の病気。 |
| 路網 | ろもう | 森林内における林業用道路が網の目状に敷設、形成されている状況。林道や林業専用道、森林作業道のほか、一般道路（国道・県道・市町村道等）を加えた道路全体を指す。 |
| 路網作設オペレーター | ろもうさくせつおペレーター | 丈夫で簡易な森林作業道等を地形、地質等の条件に応じて作設する技術者。 |